

熊谷市農業委員会
第11回総会議事録

令和4年6月28日（火）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第11回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年6月28日(火)午後2時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年6月28日(火)午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 40名
- (2) 欠席数 7名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	欠	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	欠	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	欠	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	欠	菊地 修一郎	23	欠	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	欠	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 令和4年度熊谷市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中23名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
議長	<p>(議長一任の声あり)</p> <p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、2番、森田委員、4番、大島委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 令和4年度熊谷市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について</p> <p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。</p>

議長	<p>件、内訳は、「農家住宅敷地拡張」です。 事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
議長	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を 許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当と すべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを 上程し、事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全16 件、内訳は「個人住宅」14件、「住宅敷地(拡張)」2件です。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出 されている質疑等ありますか。</p>
議長	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を 許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可後の計画申請については、太陽光発電施設を目的とする2件となっております。</p> <p>太陽光発電施設を目的として一度転用許可を取得したものの、当初使用予定であった太陽光パネルが終売となっており、仕様を変更したことから申請するものです。</p> <p>パネルの変更に伴いパネルの設置面積が当初の許可内容と変わるため計画変更申請を行い、埼玉県から承認を得る必要があります。</p> <p>本件はすでに工事は完了していることから事後的な承認という形になりますが、その点については許可権者の埼玉県から承認を得ております。以上ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>申請件数は107件、211筆、315,390.00平方メートルで</p>

	<p>す。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>事前に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>本案について、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。 議案番号276から279については、借受人が、私、木部となっておりますので、議事参与制限により一時退席します。 その間、議長を夏目職務代理に代わって頂き審議をお願いします。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる)</p>
職務代理	<p>議案番号276から279について会長に代わりまして議事を進行させていただきます。 それでは、議案番号276から279について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
職務代理	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議案番号276から279について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
職務代理	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。 木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わりませす。</p> <p>(木部会長 入室)</p>
議長	<p>次に、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。 議案番号284については、借受人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりますので、〇〇〇〇は一時退席をお願いいたします。</p>

議長	<p>(〇〇〇〇 退席)</p> <p>議案番号284について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号284について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇は入室をお願いします。</p> <p>(〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>次に、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号324については、借受人が、〇〇〇〇となっておりますので、〇〇〇〇は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇〇〇 退席)</p>
議長	<p>議案番号324について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号324について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇は入室をお願いします。</p> <p>(〇〇〇〇 入室)</p>

議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。 議案第5号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第6号、令和4年度熊谷市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 農地パトロールの実施にあたり総会において趣旨や実施方法についての意見統一を諮って実施すると定めておりますので、この場でご説明させていただきます。 実施要領(案)につきましては、本年度全国農業会議所が示した実施要領を基に作成しました。 昨年度との変更点と致しましては、昨年度は実施時期が9月でしたが、今年度は例年どおり8月から9月に企画しております。 その他に大きな変更はありません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、令和4年度熊谷市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、原案のとおり決定するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり決定すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しました。 続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【議案第6号で決定した農地パトロールの詳細日程について、目標の設定等に基づく活動強化月間（まずは100筆！適正管理声かけ運動）について、農業関連被害状況の把握について、直通電話の追加について、公務災害補償制度についてを説明、協議、決定する】</p>
事務局次長	<p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>（なしの声）</p>
事務局次長	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
職務代理	<p>（閉会のあいさつ）</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
日下部 慎二
樋口 祥平

令和4年6月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 森 田 豊 _____

署名委員 大 島 正 _____